

# 広報西原号外 災害臨時第16号

- ◎ 仮設住宅の入居申請受付 第3次募集について
- ◎ り災証明2次申請受付期限について

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年7月28日 発行  
＜編集と発行＞  
西原村役場 企画商工課  
TEL:279-3111  
〒861-2402  
西原村大字小森3259

## 仮設住宅の入居申請受付 第3次募集について

7月初旬までに完成した**プレハブの仮設住宅について追加の募集**を行います。受付期間、対象世帯等は以下のとおりです。**詳細については「仮設住宅入居申請受付 第3次募集」のチラシをご覧ください。**

### 1 申請条件

平成28年4月14日時点で西原村内に住所を有し、次の(1)～(3)の全ての要件を満たす世帯

- (1) 自らの資力をもってしては居住する住居を確保することができない方
- (2) 住宅の応急修理制度を利用していない方
- (3) 次の要件のいずれかを満たす方
  - ① **全壊又は大規模半壊の被害**を受け、居住する住宅がない方
  - ② **半壊であっても**住み続けることが危険である等の理由により**住家を解体・撤去した**、又は**解体・撤去する予定**の方

※ 修理等により一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。

※ り災証明に係る住家の被害認定2次調査申請中の方で、1次調査の判定結果が上記の条件に該当する方も対象となりますので、受付窓口でその旨お申し出ください。

2 受付期間 **平成28年8月1日(月) ～ 8月5日(金)**

3 受付場所 西原村役場1階玄関ロビー

4 募集する住戸 41戸(プレハブ)

### 5 選定方法

申請者多数の場合は抽選とします。なお、住家の被害状況等を考慮の上、被害の程度が大きい方を優先的に選定する場合があります。

## り災証明に係る2次調査申請期限について

**り災証明に係る住家の被害認定2次調査**について、生活再建支援等の各種支援手続きを早期にできるよう早めの申請をお願いしております。

つきましては、2次調査の申請を考えられている方は、原則として**8月5日(金)までに申請していただきますようお願いいたします。**

## 役場閉庁日について

熊本地震発生以降、土日祝祭日も業務を行い、6月25日からは、土曜日のみ閉庁日としておりましたが、**8月からは、日曜日及び祝祭日も閉庁日**とします。

村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

## 農地等災害復旧事業の申請について

熊本地震及び梅雨前線豪雨により農地及び農業用施設が被災し、復旧を希望される場合の申請期限を、**8月10日(水)**までとします。まだ申請がお済みでない方については、お早めにご連絡をお願いします。

なお、上記以降の申請はできませんのでご理解のほどよろしく申し上げます。また、復旧事業の対象の有無確認等についてもご連絡をお願いします。

＜お問い合わせ先＞  
西原村役場 産業課 土木建築係  
TEL279-3111 (内：143)

## 9月11日(日) 西原村長選挙・村議会議員選挙がおこなわれます

◇ 投票日：平成28年 9月11日(日)

※選挙権年齢が18歳以上になっております。

18歳から投票ができます(平成10年9月12日までに生まれた方)

◇ 期日前投票 投票当日に仕事や旅行、レジャー等で投票に行けない方は、「期日前投票」ができます。

【期間】9月7日(水)～9月10日(土)

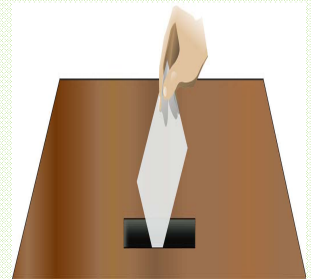
立候補予定者説明会の開催

期日：8月25日(木) 午後 2時

場所：西原村生涯学習センター 山河の館 2階「大研修室」

※立候補を予定している方は、必ず、参加をお願いします。

(立候補予定者は、戸籍抄本(謄本)、住民票が必要になりますので、村外に本籍のある方は早めの準備をお願いします。)



◇ お問い合わせ先：西原村選挙管理委員会 Tel.279-3111

### 医療費の支払猶予・免除について

熊本地震により、次のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、平成28年7月までは支払が猶予・免除されることとされてきました。

この取扱いについて、**9月末まで2ヶ月間延長**されることとなりました。

【要件】

住家の全半壊、全半焼又はこれらに準ずる被災をされた方
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
主たる生計維持者が行方不明である方
主たる生計維持者が業務を廃止・休止された方
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※医療機関等での申告内容の確認の結果、各要件に該当しなかった場合は、後日、一部負担金をお支払いいただくことになります。

※県外に住民票を移して転出する場合、熊本地震の被災による一部負担金免除は、受けられなくなります。

なお、**平成28年10月から平成29年2月末までに免除を受けるためには、保険証と各保険者が発行する免除証明書が必要です。**

※免除証明書の申請手続及び既に支払われた一部負担金還付申請手続については、詳細が決まり次第お知らせすることとしております。

※国民健康保険・後期高齢者医療以外に加入されている方は、ご加入の健康保険組合等にご確認ください

### 災害廃棄物仮置き場の時間変更等について

村民グラウンドでの災害廃棄物の受入れについて、8月から搬入可能時間が変更となりましたのでお知らせいたします。

変更前	変更後
午前8時 ~ 正午 午後1時 ~ 午後5時	午前8時30分 ~ 正午 午後1時 ~ 午後4時30分

なお、以下の**4日間は災害廃棄物の受入れを休止**します。

**8月12日(金)～8月15日(月)**

### 法務局の休日相談会について

熊本地震で被災された方に対し、下記の日時に**法務局職員が倒壊した建物の登記や、土地・建物の相続登記**について、無料で相談を受け付けます。

ぜひお気軽にご利用ください。

日時：平成28年8月7日(日)

場所：西原村生涯学習センター  
「山河の館」2階大研修室

<お問い合わせ先>

熊本地方法務局 阿蘇大津支局

Tel.293-2272